

広島県告示第百五十号

平成十六年広島県告示第九百十七号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のように改正し、平成二十一年二月十二日から適用する。

平成二十一年二月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中

沖浦地区	沖浦西岸壁	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
------	-------	----------------------------

を

沖浦地区	沖浦西岸壁	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
	沖浦東岸壁	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域

に改める。